

明治43年以前の紫房は紫白だった

根 間 弘 海

1. はじめに

本稿では、主として、明治43年5月以前の紫房や紫白房に焦点を絞り、次のような点を調べる¹⁾。

- (1) 明治43年5月までの「紫房」は、実際は、どんな色だったか。
- (2) 明治43年5月に「総紫」と「紫白」の区別はあったか²⁾。
- (3) 明治43年5月まで、吉田追風の軍配は本当に「総紫」だったか。「紫白」だった可能性はまったくないのか。
- (4) 木村庄之助と式守伊之助はいつごろから「紫白」を授与されたか。
- (5) 明治43年5月以前、木村庄之助と式守伊之助以外に「紫白」を授与された行司は誰か。
- (6) 明治43年5月以前、木村庄之助と式守伊之助の席順は決まっていたか。
- (7) 6代目木村庄三郎が「紫白」を許可されたのは、いつか。式守伊之助を襲名したときか。

紫房を許された行司は常に草履を履いているが、草履を許された行司は必ずしも紫房を許されない。明治43年5月以前は、草履免許の年月と紫房許可の年月は異なるのが普通だったし、紫房は授与されないこともあった。紫房は階級色でないので、必ずしも授与されるとは限らなかった³⁾。

明治時代の行司の代数は、『大相撲人物大事典』（『相撲』編集部（編），2001年）に基づいている⁴⁾。木村庄之助と式守伊之助を重点的に扱うが、明治31年に「紫房」を授与された木村瀬平についても少し触れる。この木村瀬平は明治38年に亡くなるまで番付では16代木村庄之助より下位だったが、9代式守伊之助より上位だった。つまり、第二席だったのである⁵⁾。

なお、いつ紫房が許可されたかを調べるとなると、どんなに文献資料を丹念に調べても見落としがあったり、調査する資料に限界があったりし、結果的に正確な結果が得られないことがある。また、新聞の中で副次的な扱いしかしていないものの中から、本稿に関連あるものの年月を推定することもある。調査結果には不十分な点多々あるが、それは今後行司や相撲に関心ある方々が補強するよう願っている。本稿は、行司の紫白房許可年月を完全なものにするためのワン・ステップである。

2. 紫と紫白

明治43年5月以前、「総紫」と「紫白」の区別はあっただろうか。江戸時代はどうだっただろうか。明治時代の文献では「総紫」という表現はあまりなく、「紫」という表現になっていることが多い。同様に、「紫白」もときどき使われている。「紫」と「紫白」が同時に使用されているので、最初は、これは「別々の」房だと誤解してしまう。しかし、実際は「同じ」房を異なる語句で表現している。実際の房の色は「紫白」であって、「紫」ではない。

現在は「総紫」と「紫白」は別々の位階を表すので、それをそのまま明治時代に適用すると、誤解を招いてしまう。明治43年5月、行司装束を改定したとき、「紫」と「紫白」は明確に区別されるようになった。

(1) 明治時代の紫

多くの文献で木村庄之助の軍配房は紫だと書いてあるが、実は「総紫」ではなく、白糸がほんの少し混じった「紫白色」だった。それを証明する資料をいくつか見てみよう⁶⁾。

・『読売新聞』（M30.2.10）の「式守伊之助と紫紐の帯用」の項

「紫紐は木村庄之助と言えども房中に2、3の白糸を撚り交ぜ帯用しているの、（中略）式守家が紫紐を使用した先例は今より3代前の伊之助が特許された以外、前例がない。」

この記述によると、木村庄之助の軍配房は「総紫」ではなく、「紫白」である。

・『相撲大観』（三木・山田（編述）、明治35年）

「紫房は先代木村庄之助が一代限り行司宗家、肥後熊本なる吉田氏よりして特免されたるものにて、現今の庄之助および瀬平もまたこれを用いるといえども、その内に1、2本の白色を交えおれり」（pp. 299-300）

明治35年当時、16代木村庄之助の軍配房は「紫」と言われていたが、やはり「総紫」ではなく、「紫白」であった。『読売新聞』（M32.3.16）によると、木村瀬平も明治32年3月に「紫房」を許可されているが、それもやはり「紫白」だったに違いない。というのは、木村瀬平は木村庄之助より下位だったからである。下位行司が上位行司の「色」を使用することはないはずだ。

吉田司家の資料でも純粋な「紫」ではなく、「紫白打交紐」となっている。これは最も信頼できる証拠である。なぜなら上位行司の房の色や草履は吉田司家の許可が必要だったからである。

『相撲道と吉田司家』（荒木著、昭和34年）には、明治15年6月、吉田司家と相撲協会との間で取り交わされた「文書」（pp. 124-6）があるが、その中に「故実相伝又ハ免許す可き条目」という項目がある。その条目には

行司の軍配房のうち、「紫白、紅、紅白」は吉田司家の許可を受けることが明記されている。「紫」という文言はないことから分かるように、おそらく最高色は「紫白」であったに違いない。

この『相撲道と吉田司家』にはまた、明治15年7月、吉田司家が相撲協会の願い書に応えた「御請書」(pp.126-8)の記述がある。それによると、14代木村庄之助は「紫白打交紐」を許可されている。つまり、明治15年当時、(14代)木村庄之助の軍配房は「総紫」ではなく、「紫白房」であった⁷⁾。

14代木村庄之助が明治15年7月以前、いつの時点で紫白房を許可されたかははっきりしない。明治10年から15年ころまで、たとえ紫白房が許可されていたとしても、それは協会独自の許可だったに違いない。というのは、吉田追風はそのころ西南の役に参加し、相撲どころではなかったからである。吉田追風が相撲に復帰したのは、明治15年中期である⁸⁾。

・『都新聞』(M37.5.29)

「行司式守伊之助は昨日より紫白混じり房、同木村庄三郎は土俵の上草履使用、いずれも協会より免されたり」

この事実から明治37年当時、式守伊之助も紫白だったことが分かる。同時に、式守伊之助はそれまで緋房だったことも分かる。式守伊之助は木村庄之助より下位だから「紫白」だったのではない。式守伊之助は席次に関係なく、木村庄之助と同様に「紫白」を授与されている。

・『東京朝日新聞』(M41.5.19)の「木村家と式守家」の項

吉田追風は次のように述べている。

「現代の行司にして故実門弟たるは木村庄之助と式守伊之助となり。両人の位は庄之助が年長タルと同時に、その家柄が上なるをもって、先ず庄之助をもって上位とせざるべからず。軍扇に紫白の打ち交ぜの紐を付するはその資格ある驗なり。」

明治41年当時でさえ、軍配房の色に関し、木村庄之助と式守伊之助は区別されていない。家柄は、木村庄之助が式守伊之助より上位だが、軍配房

の色は同じ「紫白」である。

・『都新聞』(M43.4.29)

16代木村庄之助の引退を報じた記事の中で、行司歴を簡単に記している⁹⁾。

「(木村誠道は：NH) 明治29年草履をゆるされ、30年9月15代目庄之助の没後、16代目庄之助と名乗り、翌年1月団扇紐紫白打交鬩斗目麻袴を免許され、超えて4月吉田司家より故実門人に推挙され(後略)」

木村誠道は明治31年1月、16代木村庄之助を襲名しているが、房の色は「紫白」であった。つまり、行司の最高位だったが、「総紫」ではなかった。

・『相撲と武士道』(北川著、明治44年)

「紫房は、先代の木村庄之助(15代木村庄之助：NH)が¹⁰⁾、特に一代限りで吉田司家から授けられたもので、中には2本の白糸が混じっていた。」

このように見てくると、明治時代の「紫房」は、実は、「紫白房」だったのである。少なくとも明治43年5月までは、木村庄之助と式守伊之助は共に紫白だった。

(2) 江戸時代の紫

江戸時代にも行司に「紫」が許されたという記録があるが、これも「紫白」だった可能性がある。その資料を2つここで取り上げる。

・『相撲家伝鈔』(正徳4年)の「団扇之事」の項

「紐は無官の行司は真紅なり。摂州大阪吉片兵庫などのごとく官位成の行司は紫を用いるなり」

『日本相撲史(上)』(酒井著、昭和31年)によれば、この吉片兵庫は大阪相撲で立行司的な地位にある¹¹⁾。つまり、行司の中では最高位である。吉片兵庫が誰から「紫」を授与されたかははっきりしないが、単なる「行

司の家」であったなら、白がまったく混じらない「総紫」ではなかったはずだ。江戸時代に「総紫」がどの身分まで許されたかを調べると、吉片兵庫の軍配房が「総紫」だったか、それとも「紫白」だったかは判明するであろう¹²⁾。

- ・『角觥詳説活金剛伝』（(蓬萊山改) 立川焉馬撰、文政11年）の「木村庄之助」の項¹³⁾。

「吉田追風門人 無字団扇紫打交之初紐上履免許」

文政11年（1828）当時の木村庄之助は9代目である。この木村庄之助の在位期間は文政7年10月から天保5年10月までである。

文政10年の『相撲行司家伝』の9代木村庄之助に授与された免許状によると、それには「紅」となっている。この免許状は文政8年3月の日付になっている¹⁴⁾。

- ・『相撲行司家伝』（文政10年）

「無事ノ唐団扇並紅緒方屋之内上草履之事免之候可有受容候依免許状如件」

つまり、これに基づけば、9代目になって初めて「紫白」が許されたことになる。この行司の場合も「紫」ではなく、「紫白」が許されている。なお、5代目から9代目までの木村庄之助の免許状では、軍配房の色は「紅」という表現になっている。9代目は免許状を授与されてから、しばらくして紫白を授与されている。私の知る限り、これが代々の木村庄之助の中で最初に授与された紫白である。

明治43年5月以前は、「紫」と「紫白」の区別がなく、すべて「紫白」だったので、「紫白」を「紫」と言っても混乱は生じなかった。しかも、白糸は申し訳程度に2、3本あるだけで、一見すると「紫」だった。このようなことから、多くの文献で「紫」となっているが、不思議ではない。

本稿でも、明治43年5月以前は「紫」と「紫白」を特別に区別していない。しかし、明治43年5月以降は、「総紫」と「紫白」を区別し、紫を紫

白より上位の色としている。明治43年5月以前であれば、「紫白」を「紫」として読んでも混乱は生じない。明治43年5月以前、白糸がまったく交じらない「総紫」が行司に授与された例があるかどうかに関しては、分らない。おそらく、なかったのではないかと推測している¹⁵⁾。

3. 紫と紫白の区別

行司の階級色が決まったのは、明治43年5月である。その時、行司装束が改正されたが、装束の括り紐や菊綴などの色が軍配房の色と同じになった。装束の括り紐が軍配房の色と一致するのであって、その逆ではない。軍配房の色が基本にあり、それに装束の飾り物の色を一致させたのである¹⁶⁾。当時の新聞では、改正された装束姿の写真を掲載し、装束と軍配房について簡潔に述べてあるが、それを次にいくつか示そう¹⁷⁾。

・『読売新聞』(M43.2.9)の「角界雑俎」の項

「今5月場所(明治43年5月：NH)からは袴を全廃してすべて鎌倉時代に則り横麻に雲立湧浮線の丸の鎧下に武士烏帽子を冠ることとなった。鎧下の紐の色を軍配の房の色と同じように紫は立行司、緋は緋房行司、白と緋混交は本足袋行司、萌黄に白の混交は格足袋行司ということに段を分けてある」

この記事には格足袋行司以上(つまり十両以上：NH)の色について述べているが、幕下格以下行司(つまり素足行司：NH)の色については述べていない。

・『都新聞』(M43.5.31)

「菊綴と綴紐の色で階級を分かち、紫は立行司、緋が草履、紅白、青白共に足袋、行司足袋以下は黒、青の二種である。図(写真：NH)は右の方木村庄三郎(49)で近く庄之助をすべき立行司、(後略)」

この記事によると、幕下格以下行司は黒、青の二種となっている。黒と青の二種に関しては二つの見方がある¹⁸⁾。

- (a) 現在のように、黒と青のうち、どれを用いてもよいとするもの。
- (b) 青と黒は階級によって使い分けがあるとするもの。つまり、たとえば、青は幕下格から三段目まで使用し、黒は序二段格以下が使用するというように、幕下格以下の行司の中で使い分けがあるとするものである。

・『二六新聞』(M43.5.31)

「立行司三名は菊綴胸紐を紫とし、以下紅、紅白、青白とその地位によりて色を分かち、足(幕下：NH)以下は菊綴なく胸紐は黒色を用いる。」¹⁹⁾

・『時事新報』(M43.5.31)

「背、襟、袖、袴の飾り菊綴並びに胸紐、露紐はいづれも軍扇の房色と同じ(中略)立行司は紫、次は朱、本足袋行司は紅白、格足袋行司は青白と定め、(中略)幕下行司は(中略)紐類はすべて黒色を用い(後略)」

ほとんどの新聞では、幕下格以下行司の場合、「黒房」だけとなっている。「青房」も使用できるとする新聞は非常に少ない²⁰⁾。幕下格以下行司の黒と青に関しては階級によって区別があったのか、それともどちらでも自由に選択できたのか、まだ断言できないが、立行司の房の色に関しては、どの記事も明確である。

明治43年5月の階級色を現代風に直すと、大体、次のようになる²¹⁾。

- ・ 立行司：紫・紫白(草履を履ける)
- ・ 三役：緋(草履を履ける)
- ・ 幕内：紅白(足袋だけ)
- ・ 十両：青白(足袋だけ)
- ・ 幕下以下：黒か青(素足)

明治43年5月、立行司として三人（つまり、木村庄之助、式守伊之助、木村庄三郎）いたが、これらの行司はいずれも区別なく、同じ紫房を使用していたのだろうか。この点に関しては、少なくとも次の三通りがある。

- (a) 木村庄之助は紫、式守伊之助は紫白である。式守伊之助より下位の立行司は紫白である。
- (b) 木村庄之助と式守伊之助は紫である。式守伊之助より下位の立行司は紫白である。
- (c) 立行司はすべて紫である。

当時の新聞ではほとんど、立行司は「紫」となっている。「紫白」のことについて触れている新聞は非常に少ない。しかし、丹念に調べてみると、やはり違いがあったことが分かる。

・『都新聞』（M43.4.29）

「現在庄之助・伊之助の格式を論ずれば、団扇の下紐において差異あり。庄之助は紫、伊之助は紫白打交ぜにて、庄三郎と同様である。」

このように、色の区別をする記事がある一方で、次のような記事もある。

・『時事新報』（M44.6.10）

「土俵上で草履を穿くことを許されるのは三役以上で、現在の行司では緋総の誠道と紫白の進と紫総の庄之助、伊之助の二人である」

この記事によると、進が紫白で、庄之助と伊之助が紫になっている。伊之助は紫白ではなく、紫になっている。これは、木村庄之助は紫、式守伊之助は紫白とする記述と違っている。どれが正しいかはもっと慎重に検討する必要があるが、本稿では、一応、木村庄之助は紫、式守伊之助と木村進と共に紫白だったと仮定している²²⁾。

4. 吉田追風の紫

これまで、吉田追風の軍配房の紫に関し、疑義を唱えた文献は見たことがない。何の疑念も抱かず、「総紫」だと信じてきた節がある。しかし、実際に「総紫」だったか、疑問を呈してみてもよいかもしれない。というのは、「総紫」ではなかったかもしれないという疑念があるからである。なぜそのような疑問があるかをここで簡単に触れてみたい。もし調べた結果、実際に「総紫」だったならば、それは事実を確認することになるし、そうでなければ、考えを改めればよい。

吉田司家の祖先書に基づけば、天皇家から「一味清風」の軍配を始めとして種々の行司用品を賜っている。同時に、「紫房」も授与されている。しかし、その「紫」は「総紫」ではなく、1, 2本白糸が混じった「紫白」だった可能性がないわけでもない²³⁾。というのは、江戸時代、「紫」は特別な家柄にしか許されない色だったからである。相撲の家元である吉田司家が貴族の家柄であったなら、「紫」を許されてもまったく不思議ではないが、当主の吉田追風の出自は武士だったと記されている²⁴⁾。

天皇家や将軍家が武士階級に紫を授与した場合、それは本当に「総紫」だったのだろうか。それとも他の色を1, 2本混ぜた「準紫」だったのだろうか。私はその慣習を調べていないので、どれが真実だったかは分からない。吉田追風の団扇の紫が「紫白」だったかもしれないと思い始めたのは、少なくとも2つの理由がある。

- (a) 吉田司家の自伝によると、相撲節会を復興したとき、身分を従下5位に格上げし、「紫」を授与されている²⁵⁾。そのとき、天皇家は武士出身の吉田追風に本当に白糸の混じらない「総紫」を授与しただろうか。
- (b) 明治時代にもなって、吉田司家は木村庄之助や式守伊之助に「総

紫」ではなく、「紫白」を許可している。なぜ「総紫」を授与しなかったのだろうか。

もし吉田追風がもともと「紫白」を天皇家から授与されていたのであれば、行司に同じ「紫白」を許可するのは自然である。行司の家元を越えて、行司に「総紫」を許可することはありえない話だからである。他方、もし吉田追風が天皇家から「総紫」を授与されていたなら、行司に「紫白」を許可するのは差別をつけるためだったということになる。すなわち、色の区別をすることによって行司の家元としての権威を誇示するのである。

しかし、明治43年5月以降、「総紫」を授与していることを考慮すれば、吉田追風は行司の家元と支配下にある行司を区別していなかったかもしれない。つまり、吉田追風が天皇家から授与された「紫」が元々「紫白」だったので、行司にもそれをただ踏襲したのではないだろうか。実際、明治時代の「紫」はすべて「紫白」だったのである。吉田追風がもともと「総紫」だったならば、行司にも「総紫」を許可したはずである。それをあえてしなかったのは、吉田追風がもともと「紫白」だったからではないだろうか。

いずれにしても、吉田追風の軍配房の色が「総紫」だったのか、それとも「紫白」だったのかを解明するには、少なくとも次のことを調べる必要がある。

- (a) 吉田司家の家柄やその系譜を調べる。
- (b) 天皇家がどのような基準で紫を授与したかを調べる。
- (c) 行司の家元と支配下の行司との関係を調べる。
- (d) 江戸時代の紫がどのような意味を持っていたかを調べる。

本稿では、吉田追風の「紫」に関し、「総紫」だったのか、それとも「紫白」だったのかの判断はできないが、最初から「総紫」だったと思ひ込む必要もないことを指摘しておきたい²⁶⁾。

5. 13代目から15代目までの木村庄之助

(1) 13代木村庄之助（嘉永6.11～M9.4）

13代木村庄之助は嘉永6年11月から明治9年4月まで勤めている。この行司は紫を許されている。

・『読売新聞』（M30.2.10）の「式守伊之助と紫紐の帯用」

「式守家が紫紐を用いたる先例は今より三代前の伊之助が特許されしより外更になく、この時のごときも当時東に雲龍久吉という横綱ありたりしに、また西より不知火右衛門現われ、東西横綱なりしたため、東は庄之助これを曳き、西は式守伊之助が曳くという場合よりして、伊之助が紫紐帯用の許可を受けたるものなれば、（後略）伊之助の紫紐帯用は目下沙汰やみの姿なりしという」

明治30年当時は8代式守伊之助で、『角力新報』（第3号、明治30年3月）によると、1月場所中（7日目）に紫房がこの行司に授与されている。その三代目の式守伊之助となると、おそらく、6代目式守伊之助のことであろう。というのは、両横綱の在位期間から調べてみると、6代目の式守伊之助になるからである。6代式守伊之助の在位期間は嘉永6年11月から明治13年5月までである。

雲龍久吉は文久元年9月から元治2年3月まで、それから不知火光右衛門は文久3年（1863）11月から明治2年（1866）2月まで、それぞれ、横綱を張っている。重なり合う部分は文久3年11月から元治2年3月までである。その間に、式守伊之助は木村庄之助（13代目）と同様に、紫房を許可されたことになる。

6代式守伊之助に紫房が許可されていれば、上位の13代木村庄之助にも当然紫房が授与されていたはずだ。13代木村庄之助の襲名期間は嘉永6年11月から明治9年4月までであり、その間、紫房を使用していたことにな

る。もしそうでなければ、上に掲載した『読売新聞』（M30.2.10）の記述は憶測だけだったことになる。つまり、事実を正しく反映していなかったことになる²⁷⁾。

雲龍久吉と不知火光右衛門を描いてある錦絵を見ると²⁸⁾、木村庄之助も式守伊之助も軍配房は「赤」で描かれている。描かれた年月が分からないが、両横綱を描いていることから、文久3年以降である。

(a) 『江戸相撲錦絵』（『VANVAN 相撲界』新春号，1986，pp.146-7）

「勤進大相撲東西関取鏡」（元治元年（1864）で、木村庄之助は赤、式守伊之助も赤で描かれている。当時は横綱雲龍と不知火だった。

(b) 『相撲浮世絵』（『別冊相撲』夏季号，1975，pp.117-9）

「勤進大相撲弓取之図」で、式守伊之助は赤で描かれている。横綱は雲龍と不知火だった。

もしこの錦絵に描かれている軍配房の色が正しければ、『読売新聞』（M30.2.10）に述べてあることは、単なる噂だったかもしれない。すなわち、式守伊之助はもちろん、木村庄之助も紫房を授与されていなかったかもしれない。少なくとも木村庄之助は紫でなければならぬが、やはり「緋」で描かれている。

ところが、別の錦絵があり、それには木村庄之助の軍配房が紫で描かれている。すなわち、軍配房の色を使い分けている。

・『大相撲』（学研，p.125）

慶応2年3月場所で、独り立ち姿の錦絵。木村庄之助は紫、式守伊之助は赤となっている。

13代木村庄之助は雲龍久吉と不知火光右衛門が横綱であった期間も土俵を裁いている。この独り立ちの錦絵が正しければ、13代木村庄之助は「紫」を授与されていたが、6代式守伊之助は授与されていなかったことになる。当時の「紫」色の服制を考慮すれば、紫が許されていないのに紫で描くよ

うなことはないはずだ。従って、木村庄之助の軍配房は間違いなく紫だったと判断してよい。しかし、式守伊之助の「緋」はどう解釈すればよいだろうか。単に噂だけで終わり、実際は紫房を授与されなかったのだろうか。それとも絵師が房の色が変わったことに気づかなかったのだろうか。本稿では、残念ながら、錦絵が真実を描いているかどうかの判断はできない。ここでは、当時の錦絵の中には式守伊之助の軍配房を紫白と緋で描いたものがあるということを指摘しておきたい²⁹⁾。

13代木村庄之助が紫房を使用していたことを明確に述べている資料がある。たとえば、16代木村庄之助の紫房許可を述べてある記事の中で、それが記されている。

・『報知』(M32.5.18)の「行司の紫房，司家より庄之助らに許可」の項

「行司紫房の古式 相撲行司の所持する紫房は、古えよりむずかしき式法のあるものにて、これまでこれを許可されしは、13代木村庄之助が肥後の司家吉田追風より許可されしを初めとし、これより後本式の許可を得たる者なかりしに、先頃死去したる15代木村庄之助が、再びその許可を得たり。されどこは単に相撲協会より許されしにて、吉田追風より格式を許されしにあらざりしが、今回大場所に勤むる木村庄之助及び同瀬兵衛の二人は、吉田家及び相撲協会より、古式の紫房を許可せられ、今回の大場所に勤むるにつき、(後略)」

13代木村庄之助が紫房を使用していたことはこの記事でも確認できたが、それがいつ授与されたかは分からない。さらに、15代木村庄之助の紫房も確認できたが、それは協会だけの許可だという。14代木村庄之助について述べていないが、吉田司家から正式の免許状は受けていないようだ。

(2) 14代木村庄之助 (M10.1~M18.1)

14代木村庄之助は明治10年1月から明治18年1月まで勤めている。この14代木村庄之助は明治17年8月に死亡しているので、明治18年1月の番付掲載は「死跡」である。この14代木村庄之助は間接的な資料から紫白房を使用していたことが分かる³⁰⁾。

明治15年7月、吉田司家が出した御請書がある³¹⁾。この御請書は『相撲道と吉田司家』(荒木著)に詳しく述べてある³²⁾。この御請書の中で、吉田追風は当時の木村庄之助(14代目)に「紫白打交」を許している。これは明治15年当時、14代木村庄之助が「紫房」を使用していたことを裏づけるものである。これが正しければ、13代木村庄之助に続いて、14代木村庄之助も紫房を使用していたことになる。

14代木村庄之助の紫房は御請書以外には確認できないが、明治11年4月9日届けの錦絵で確認することができた。この錦絵は横綱境川浪右エ門土俵入りを描いたものであるが、木村庄之助の軍配房は紫で描かれている。ちなみに、太刀持ちは勝浦与右衛門、露払いは勢力八である。四本柱(つまり審判役)は中立、呼出しは藤兵エである。

もし明治16年が正しければ、14代木村庄之助となる。しかし、もし明治11年4月届けの境川浪右衛門横綱土俵入りの錦絵が正しければ、14代木村庄之助は少なくともその当時、すでに紫房を使用していたことになる³³⁾。14代木村庄之助は、『相撲道と吉田司家』(荒木著)で確認できるように、明治15年にはすでに紫白房を使用している。

(3) 15代木村庄之助 (M18.5~M30.5)

15代木村庄之助は明治18年5月から明治30年5月まで勤めている。紫を使用していたのは間違いはないが、いつ使用し始めたかになると、異なる年月がある。

・『読売新聞』(M30.9.24)

「去る明治16年中15代目庄之助を継続し、縮熨斗目麻袴着用木刀佩用紫紐房携帯を許され（後略）」

これは15代目木村庄之助の死亡記事の中で述べてあるものだが、文中の「16年」は「18年」の誤りである³⁴⁾。この行司は明治18年5月に15代木村庄之助を襲名したからである³⁵⁾。文面からすると、木村庄之助を襲名したとき、紫房も許可されたと解釈できそうだが、必ずしもそれは正しくない。というのは、この木村庄之助は吉田司家の免許を受けず、紫房を長い間使っていた形跡があるし、また、当時は木村庄之助を襲名すると同時に紫房を許されるとは限らないからである。

『相撲秘鑑』（塩入（編），明治19年）によると、明治19年、当時の木村庄之助（15代）と式守伊之助（8代）は共に真紅である。

・『相撲秘鑑』（塩入（編），明治19年）

「団扇に真紅の紐を用いることは甚だ重きこととなし来りたるものにて、昔は木村庄之助、式守伊之助の二人のみなりしが、いまより4年ほど前に大関三人（境川、楯山、梅ヶ谷）三組となりて田舎へ出し時³⁶⁾、大関に対する行司一人に差し支え、その時初めて格別の協議をもって今一人に真紅の紐と草履を許せしが、今では前の如く木村、式守の二人のみなり。」（p.30）

この記述にあるように、明治19年まで木村庄之助と式守伊之助は二人とも紫房を許されていないだろうか³⁷⁾。もしかすると、これは事実を反映していない可能性もある。というのは、次のような「相撲づくし絵」があるからである。

明治18年1月届けの「新版相撲づくし」に横綱梅ヶ谷土俵入りの錦絵があり、木村庄三郎は紫になっている。太刀持ちは大鳴門、露払いは剣山である。これが真実を反映しているならば、木村庄三郎は明治18年1月には紫を使用していることになる。明治17年の天覧相撲の錦絵では赤房だった

ので、その後の授与となる。この「相撲づくし」が事実を反映しているかどうかは、他の資料を検討する必要がある。因みに、梅ヶ谷の横綱在位期間は明治17年2月から明治18年5月までで、非常に短期間である。

明治18年1月から5月ごろ、15代木村庄之助が紫を使用していたことを確認できる資料が見つければ、「つくし絵」の期日を補強できるのだが、今のところ、私はそのような資料を手にしていない。

明治23年1月になると、15代木村庄之助が紫房を使用していたことは、次の新聞記事から推測することができる。

・『読売新聞』(M23.1.19)の「相撲の古格」の項

「免許は第一紫の紐房，第二緋，第三紅白にして当時この紫を用いるは木村庄之助，緋色は式守伊之助，木村庄五郎，同誠道，同庄三郎の四名なり。」

この記述によると、紫房を使用しているのは木村庄之助だけである。他の行司は紫を使用していない。さらに、明治25年にも紫房を使用していたことは確認できる。

・『読売新聞』(M25.7.15)

「本年4月下旬東京力士西の海嘉次郎が肥後国熊本に赴き、司家吉田追風氏より横綱及び方屋入りの節持太刀の直免許を受けたるに付き、行司木村庄之助もこれに伴れて司家より相撲故実三巻を授与し、特に横綱を率いる行司の事にしあれば、紫紐をも黙許されたるが(後略)」

この記事によると、15代木村庄之助は吉田司家から正式な許可を受けていない。そうなる、この木村庄之助はそれまで正式な免許を受けずに紫房を使用していたことになる³⁸⁾。しかし、当時の相撲協会から内諾は受けていたに違いない。行司の最高位である木村庄之助が協会に無断で「紫房」を使用するはずがない。しかし、これは推測であり、文字資料でそれを確認したわけではない。

15代木村庄之助の紫房が協会だけの許しだったことは、次の新聞記事でも確認できる。

・『報知新聞』（M32.5.18）の「行司紫房の古式」の項

「相撲行司の所持する紫房は、古えよりむずかしき式法のあるものにて、これまでこれを許可されしは、13代木村庄之助が肥後の司家吉田追風より許可されしを初めとし、これより後本式の許可を得たる者なかりしに、先頃死去したる15代木村庄之助が再びその許可を得たり。されどこれは単に相撲協会より許されしにて、吉田追風より格式を許されしにあらざりしが、今回大場所に勤むる木村庄之助（つまり16代木村庄之助：NH）及び同瀬兵衛（つまり木村瀬平：NH）の二人は、吉田家及び相撲協会より、古式の紫房を許可せられ、今回の大場所に勤むるにつき、（後略）」

これにより、15代木村庄之助の紫房は協会独自の許可を受けたものであることが分かる。なぜこの15代木村庄之助が吉田司家から「紫白」の許しを受けなかったのか、分からない³⁹⁾。

15代木村庄之助は早ければ明治18年ころから、遅くとも明治23年ころから紫房を使用していたが、いつでも紫房だけを使用していたかとなると、必ずしもそうではないようだ。たとえば、明治28年11月10日印刷の錦絵「靖国神社臨時大祭之図」がある⁴⁰⁾。この絵は横綱西ノ海嘉治郎の土俵入りを描いたもので、太刀持ちは鬼ヶ谷、露払いは一ノ矢である。木村庄之助の軍配房は「赤」で描かれている。『読売新聞』（M25.7.15）では、横綱西ノ海嘉治郎の土俵入りを引くとき、木村庄之助は紫を黙許されていたと書いてあるが、錦絵では房の色が「赤」になっている。一旦許された紫であれば、その後も継続して使用するのが普通だが、この木村庄之助の「紫房」は臨時に授与されたものかもしれない。明治25年ころにはすでに、木村庄之助は黙認の形で紫房を使用している。もしかすると、ある時点で吉田司家からクレームが出され、紫の使用を控えたかもしれない。

『角力新報』（第3号，明治30年）によれば，15代木村庄之助が紫房を許されているが，その年月は分からない。はっきりしているのは，この雑誌が発行される明治30年3月以前というだけである。

・『角力新報』（第3号，明治30年）の「式守伊之助の紫房」の項

「これまで角力行司にて紫房の紐つきたる軍配を持つことを許され居りしは木村庄之助一人なりしが，今回式守伊之助も積年の勤勞に依り紫房を使用するを許され興行7日目よりその軍配を用いたり」(p.50)

このように，この木村庄之助の紫房に関しては，いつからそれを使用したのか，必ずしもはっきりしない。明治18年1月かもしれないし，明治25年ころかもしれない。しかも吉田司家から正式な許しを得ていなかったようだ。本稿では，15代木村庄之助が紫をいつ授与されたかは明確に指摘できない。ただ本稿の趣旨から言えば，15代木村庄之助の紫は確認できたことになる。

(4) まとめ

13代から15代まではどの木村庄之助も紫房を使用していたことが分かる。15代木村庄之助の紫房は当時の活字資料でも確認できるが，13代と14代木村庄之助となると，その確認は必ずしも容易でない。13代木村庄之助の紫白は『時事新報』（M32.5.18）の記事で確認できたが，式守伊之助の紫白房授与の話からも推測できる。錦絵によっては木村庄之助と式守伊之助が共に「緋」で描かれていることもあるが，木村庄之助は「紫」，式守伊之助は「緋」で描かれていることもある。これから判断すると，13代木村庄之助は紫房を授与された可能性が高い。14代木村庄之助の紫白は主として吉田司家の御請書から判断した。

6. 6代目から8代目までの式守伊之助

式守伊之助の6代目から8代目までは資料が少ないため、紫白房がいつ許可されたのかははっきりしないことがある。資料がかなり乏しいことから、最初は、この3名の式守伊之助は取り扱わないつもりだった。しかし、資料がまったくないわけでもないし、「紫房」がこの3名のうちにも許可されている可能性を否定できないことから、やはり取り上げることにした。紫房に関する限り、確実な資料がないため、断定できる年月を指摘できないこともある。これをきっかけとし、資料を広げていけば、いつか確実な年月が指摘できるかもしれない。

(1) 6代式守伊之助（嘉永6.11～M13.5）

6代式守伊之助は嘉永6年11月から明治13年5月まで勤めている⁴¹⁾。紫房を臨時に許されたかもしれないが、それを永続的に使用していたかとなると、はっきりしない。先に引用した『読売新聞』（M30.2.10）の「式守伊之助と紫紐の帯用」の記事で見たように、6代式守伊之助は紫房を使用していた可能性が高い。しかし、今のところ、他の資料ではまだ確認できていない。

もし6代式守伊之助に本当に紫房が授与されていたら、横綱が不知火光右衛門一人だけになっても、その紫房は継続して使用していたはずである。もしそれが正式な許しを得た紫房であれば、それを剥奪することはないからである。他に文字資料もないので確認できないが、錦絵は参考になるかもしれない。

錦絵がどの程度真実を伝えているかが分からないが、参考までに取り上げておこう。たとえば、明治11年1月御届の錦絵があるが、それには横綱境川浪右エ門の土俵入りが描かれている。それは『大相撲』（学研、pp.142-

3)でも確認できる。その錦絵に式守伊之助も描かれているが、軍配房は赤である⁴²⁾。ちなみに、太刀持ちは勝浦、露払いは四海波、四本柱（つまり検査役）は伊勢の海である。呼出しは描かれていない。もしその錦絵が事実を反映しているならば、少なくとも明治11年1月当時、6代式守伊之助は赤だったことになる。もし紫房を使用したのであれば、明治11年以降ということになる。

(2) 7代式守伊之助 (M16.1~M16.5)

7代式守伊之助は明治16年1月から明治16年5月までなので、紫は授与されていないかもしれない⁴³⁾。すなわち、緋房のままだったかもしれない。この行司が紫房を授与されたとする資料はまだ見たことがない。

7代式守伊之助を襲名したのは式守鬼一郎（3代）である⁴⁴⁾。明治15年6月までに紫白を授与されていないのかどうか、はっきりしない。明治時代は上位2名だけに名誉色の紫が授与されたのではなく、第三席の立行司にも授与されることがあった。しかし、3代式守鬼一郎を名乗っていたとき、おそらく、紫白は授与されていなかったであろう。

明治9年4月届けの錦絵「大相撲引分之図」(『大相撲』, 学研, p142)は境川と梅ヶ谷の取組を描いたものだが、その中に式守鬼一郎が描かれている。素足のように見えるが、足袋を履いているかもしれない。行司は、基本的に、取組んでいる力士の階級に対応するからである。軍配房は「紅白」のように見える。緋色の房に「白」が少し混じっているからである。少なくとも明治9年当時、式守鬼一郎は紫白房を使用していない。

『相撲道と吉田司家』(荒木著)の「御請書」(pp.126-7)によると、式守伊之助は「紅紐」として記されている。「御請書」は明治15年7月の日付になっているが、当時、7代式守伊之助は式守鬼一郎（3代）を名乗っていた。この7代式守伊之助は明治16年8月15日に亡くなっているため、おそらく紅紐のままで亡くなっている。この推論が正しいかどうかは、御

請書の記されていることが真実かどうかによる。

たとえ紫房を授与されていなかったとしても、草履は許されていたに違いない。というのは、番付では明治10年1月、二段目の中央に太字で掲載されているからである。つまり、「立行司」の身分になっている。当時、中央に太字で記載される「立行司」は横綱土俵入りを引けたはずである。横綱土俵入りでは、おそらく、「草履」が資格条件だったはずだ。もしその解釈が正しければ、7代式守伊之助は少なくとも明治10年1月時点で草履を許されている。もしかすると、それより以前に許されている可能性もある。しかし、今のとこと、残念ながら、草履許可の年月が確認できる資料はまだ見えていない。

(3) 8代式守伊之助 (M17.5~M31.1)

この式守伊之助は明治17年5月から明治31年1月まで勤めている。明治30年12月21日に死亡しているので、同31年1月番付の記載は死跡である。

この8代式守伊之助は明治30年1月場所中（7日目）に紫房を授与されている。

・『角力新報』（第3号、明治30年）の「式守伊之助の紫房」の項

「これまで角力行司にて紫房の紐つきたる軍配を持つことを許され居りしは木村庄之助一人なりしが、今回式守伊之助も積年の勤勞に依り紫房を使用するを許され興行7日目よりその軍配を用いたり」(p.50)

・『読売新聞』（M30.5.9）の「獅子王の軍扇」の項

「式守伊之助は伊勢の海五太夫と旧来の因みあり。かつ多年の勤功にて本年一月軍扇に紫紐を用いることを許されたるを以て旧の如く獅子王の軍扇を携えたと伊勢の海に請求し、横綱片屋入りを引くときのみ携帯するを許されたりとぞ」

・『萬朝報』（M30.9.24）の「15代目木村庄之助死す」の項

「本年の春場所に式守伊之助が紫総を許されし時（後略）」

しかし、8代式守伊之助の紫授与年月に関しては、次のように、明治30年5月場所とするものや明治29年1月場所とするものがある。

・『都新聞』（M30.9.25）の「木村庄之助死す」の項。

「当代の伊之助（八代目）は本年5月場所に紫房を免許されしに付き（後略）」

・『読売新聞』（M30.12.19）の「式守伊之助の病死」の項

「（8代式守伊之助は：NH）昨年1月紫房の免許を得（後略）」

おそらく、この記事は何かの勘違いであろう。すなわち、「5月場所」は「1月場所」のミスであり、「昨年1月」は「本年1月」のミスであろう⁴⁵⁾。

(4) まとめ

このように見てくると、紫房に関しては次のことが言える。

- (a) 6代式守伊之助は幕末に紫房を許されていた可能性が高い。横綱が二人いたとき、木村庄之助と同様に、式守伊之助にも許されたようである。
- (b) 7代式守伊之助は明治16年1月場所と5月場所だけ勤めているので、紫房は使用していないかもしれない。紫房を授与されたことを示す資料は、今のところ、まだ確認できていない。
- (c) 8代式守伊之助は明治30年1月に紫房免許が授与されている。この行司は明治17年1月に式守伊之助を襲名しているので、明治30年1月まで緋房だったことになる。

7. 16代木村庄之助（M31.1～M45.1）

16代木村庄之助は明治31年1月から明治45年1月まで勤めている。この

木村庄之助は明治21年1月場所中（番付では明治20年5月）に木村姓から式守姓に変わり、さらに明治21年中（番付では明治22年5月）に木村姓に変わっている。

・『読売新聞』（M30.12.19）の「16代目庄之助の履歴」の項

「行司木村誠道はいよいよ昨日相撲協会において庄之助名跡の辞令を受けた。（中略）明治18年中一旦式守鬼一郎の名跡を継続し、緋房（軍扇の紐）を許されたが、21年中都合あって誠道の旧名に復し、明治28年5月草履免許を得、今回遂に16代目木村庄之助となった」

16代木村庄之助の紫授与はそれまでと異なり、ものすごく早い。「間髪を入れず」という感じである。というのは、12月に襲名が決まり、その翌月には紫房が許されているからである。明治31年1月に紫房が授与されたことは、次の新聞記事でも確認できる。

・『都新聞』（M43.4.29）

「30年9月、15代目庄之助の没後、16代目庄之助を名乗り、翌年1月団扇紐紫白打交鬨斗目麻袴を免許され、超えて4月吉田追風より故実門人に推挙され、（後略）」

なぜそんなに素早く紫房を授与したのかに関しては何かそれなりの背景があるはずだが、具体的な理由は分からない⁴⁶⁾。協会から吉田司家に襲名願い書を出したが、吉田司家から12月25日、許可書が協会に届いている。その請願書と許可書の文面は、『読売新聞』（M30.2.26）で確認できる。ただし、正式な免許状の日付は明治31年4月となっている。それは、『東京日日新聞』（M45.1.15）で確認できる⁴⁷⁾。16代木村庄之助は明治45年1月まで勤めているが、明治43年5月までは「紫白」だったようだ⁴⁸⁾。というのは、免許状には「紫白打交」となっているからである。この免許状は、先に言及したように、『東京日日新聞』（M45.1.15）にその写しが掲載されている。

16代木村庄之助は、免許状にあるように、明治43年5月まで「紫白」を使用していた。明治43年5月に行司の階級色が決まったので、その時、「紫白」から「総紫」に変えているはずだ。軍配房を紫白から紫に変えたことを述べた文献は見たことがないが、間接的にそれを確認することはできる。

・『都新聞』(M43.4.29)。これは採録である。

「現在庄之助・伊之助の格式を論ずれば、団扇の下紐において差異あり。庄之助は紫、伊之助は紫白打交ぜにて、庄三郎と同様なりと」

・『時事新報』(M44.6.10)

階級色が詳しく述べてあるが、大関格は「紫白」、横綱格は「紫」というように、紫を二種類に分けてある。

「行司の資格は、その持っている軍配の房の色で区別されている。すなわち、序ノ口から三段目までは一様に黒い房を用い、幕下は青、十両は青白、幕内は緋白と緋、大関格は紫白、横綱格は紫というように分類されている。それから土俵上で草履をはくことを許されるのは三役以上で、現在の行司では緋房の誠道と紫白の進と、紫房の庄之助（16代目：NH）、伊之助（10代目：NH）の二人である。」

16代木村庄之助は明治45年1月に死亡したので、5月場所から10代目式守伊之助が17代木村庄之助を襲名した。

・『東京日日新聞』(M45.1.9)の「17代目は伊之助」の項

「木村庄之助死去に付き、吉田司家にては八日臨時役員会を開き、17代目継承者を式守伊之助と定めたり。」

1月に襲名することが決まったが、番付記載では5月場所からである。この式守伊之助は10代目であるが、それまでは6代木村庄三郎を名乗っていた。明治43年5月以降、木村庄之助の軍配房の色は「紫」と決まっているので、17代木村庄之助は、自動的に紫が授与されている。もちろん、そ

れは総紫である。

8. 16代木村庄之助の紫白

『相撲講本』（柗岡・花坂著，昭和10年）に16代木村庄之助の紫白房について、次のように書いてある。

「15代目庄之助が明治31年初めて紫分の団扇を授かったので、初めは無事之唐団扇（紅緒）だったのであることを念の為に記す」（pp. 603-4）

この15代木村庄之助は、本稿の16代木村庄之助のことである⁴⁹⁾。「紫分」が「総紫」を指しているかどうかは不明だが、本稿の「紫白」と同じだと解釈して問題はない。当時は、「総紫」と「紫白」を明確に区別していなかったからである。

『相撲講本』（柗岡・花坂著，昭和10年）の別の箇所でも、「紫房」は簡単に授与されるものではなく、特別な名誉の印だったとも述べている。

「団扇の紐紫白を吉田家より授くるということは、15代木村庄之助へ明治31年に初めて遣ったことで、思うに徳川時代服制の厳しかった時は、到底なし得る処でなかったのを、その禁もなく、その家も顧られざるに至り、いわゆる「破格」の事と創めたのではあるまいか」（p. 655）

同じような趣旨の内容が、『相撲道と吉田司家』（荒木著，昭和34年）にも見られる。

「明治31年15代木村庄之助に団扇の紫紐白色打交を許す。これ団扇の紐紫白を打交のはじめなり」（p. 200）

すなわち、明治31年、「紫白」が16代木村庄之助に許されたが、それが「紫白」の始まりだったという。これに関して、少なくとも二つの点を確認する必要がある。

- (a) 16代木村庄之助に授与した「紫白」は最初だが、それまでは「総紫」が授与されていたか。つまり、それまで「総紫」と「紫白」は区別されていたか。
- (b) 16代木村庄之助に授与した「紫白」が最初だというのは、正しいだろうか。つまり、これまで「総紫」や「紫白」の区別はなく、「紫白」が初めて16代木村庄之助にされたとする。それが事実なのか。

『相撲講本』（柘岡・花坂著、昭和10年）によると、「紫」を授与するのは「破格」の扱いで、16代木村庄之助が初めて「紫」を授与されている。つまり、それまで木村庄之助は誰も「紫」を授与されていなかった。おそらく、これは式守伊之助にも当てはまるであろう。

『相撲講本』（柘岡・花坂著、昭和10年）と『相撲道と吉田司家』（荒木著、昭和34年）に述べてあることは、明らかに事実と反している。事實は、本稿でこれまで指摘するように、江戸末期の13代木村庄之助を初め、明治時代に入っても15代木村庄之助に「紫白」が授与されている。同様に、8代式守伊之助の「紫」も確認されている。当時の文献から他の木村庄之助と式守伊之助にも「紫白」が許されていたことは、ほとんど間違いないことも分かっている。

16代木村庄之助以前、白糸が混じらない「総紫」が授与されたことがないのかとなると、実は分からない。「総紫」と「紫白」の区別がはっきりしないのである。たとえ「総紫」が授与されたとしても、当時は、「総紫」と「紫白」の区別はなかったに違いない。そのために、同じ木村庄之助や式守伊之助が「紫」として記述されたり、「紫白」として記述されたりしているのである。

16代木村庄之助の「紫白」が初めての「紫白」でないことは指摘できたが、実は、まだ解決できていないものがある。なぜ、『相撲道と吉田司家』（荒木著、昭和34年）に16代木村庄之助の「紫白」が最初であると書いて

あるかが分からない。この本は吉田司家の資料を基に書いてあるからである。吉田司家には故実門人や「房の色」を詳しく記述した資料があったはずだ。すでに本稿で指摘したように、明治30年までには「紫白」を授与された木村庄之助や式守伊之助は何名かいた。この行司たちの「紫白」は吉田司家の資料には記されていないのだろうか。それとも、私が16代木村庄之助の「紫白」に関し、『相撲道と吉田司家』（荒木著、昭和34年）と『相撲講本』（柘岡・花坂著、昭和10年）の記述を誤解しているだろうか。

9. 木村瀬平（6代）

この6代木村瀬平は木村庄之助になれなかったが、明治38年まで式守伊之助の上位だった。明治32年3月に紫房を授与されている。この記事では「紫」となっているが、実際は「紫白」だった。

・『読売新聞』（M32.3.16）

「東京相撲立行司木村瀬平がかねて志望なる軍扇の紫房はいよいよ一昨14日免許を得て小錦の方屋入を引きたるが（後略）」

『報知新聞』には、次の示すように、木村庄之助と木村瀬兵は同時に紫房を許されているような記事になっている。

・『報知新聞』（M32.5.18）

「今回大場所に勤むる木村庄之助および同瀬兵衛の二人は、吉田家及び相撲協会より、古式の紫房を許可せられ、今回の大場所に勤むるにつき、（後略）」

木村瀬平は、木村庄之助より1年ほど遅れて、許可された。

・『相撲大観』（三木・山田（編）、明治35年）

「紫房は先代木村庄之助が一代限り行司宗家、肥後熊本なる吉田氏よりして特免されたるものにて、現今の庄之助および瀬平もまたこれを用いるといえども、その内に1、2本の白色を交えお

れり」(p. 300)

- ・『毎日新聞』(M36.5.16)の「行司軍配」の項

「(前略) その上は即ち吉田家の免許に依りて紫白打交紐を執り得る順序にて現に庄之助・瀬平の兩人これを執りつつあり(後略)」

木村瀬平は明治32年3月に紫白房を許されているが、熊本の吉田司家での免許式は2年後の明治34年4月だった。

- ・『読売新聞』(M34.4.8)

「大相撲熊本興行中吉田追風は木村瀬平に対し一代限り麻袴鬘斗目並びに紫房の免許を与え、式守伊之助には麻袴鬘斗目赤房免許を、木村庄三郎、同正太郎には赤房を、(中略)、いづれも免許したり」

明治32年3月、木村瀬平は木村庄之助と同様に、紫白だったが、4代式守与太夫が9代式守伊之助を襲名しても、しばらくは赤房のままだった⁵⁰⁾。明治43年5月まで、紫白は名誉色だったのである。どちらかと言えば、草履と鬘斗目麻上下が重要だった。

10. 9代目と10代目の式守伊之助

明治30年代になると、新聞記事で相撲が取り上げられることも多くなり、また相撲関係の書籍も出版されるようになってきたので、それだけ相撲関係の資料も多くなった。しかし、9代式守伊之助の軍配房に関する限り、まだ不明な点もある。

- (1) 9代式守伊之助 (M31.5~M44.2)

9代式守伊之助(前名:式守与太夫(4代))は明治31年5月、式守伊之助を襲名している。

・『時事新報』（M43.6.30）の「行司伊之助死す」の項

「(前略) 錦之助、錦太夫、与太夫等と改名し、31年8代目の後を襲いて9代目式守伊之助を相続したり」

これは次の記事でも確認できる⁵¹⁾。

・『東京朝日新聞』（M31.5.9）の「回向院大相撲の番付」の項

「(前略) 式守与太夫に故師匠の名跡を継ぎて伊之助となり（後略）」

9代目式守伊之助を襲名したとき、鬨斗目麻上下が許可されたようだ。軍配房は以前から緋房だったので、房の色は変わっていない⁵²⁾。その緋房は、次の記事で確認できる。

・『読売新聞』（M34.4.8）の「木村瀬平以下行司の名誉」の項

「大相撲熊本興行中吉田追風は木村瀬平に対し一代限り麻袴鬨斗目並びに紫房の免許を与え、式守伊之助には麻袴鬨斗目赤房免許を、木村庄三郎、同正太郎には赤房を、(中略)、いづれも免許したり」

これは九州巡業中、熊本に立ち寄ったときのお披露目を記述したものである⁵³⁾。「赤房」はそれ以前から使用していたので、熊本では、おそらく、「麻袴鬨斗目」の免許を授与されたに違いない。熊本の授与式は形式的なもので、実際は、それ以前に「草履」の使用は許可されていたに違いない。

番付を見るかぎり、式守伊之助は明治31年5月に二段目の中央に太字で書かれている。それまでは4代式守与太夫で、太字ではないが上段に記載されている。太字の「立行司」は横綱土俵入りを引ける身分なので、当然「草履」を許されていたはずだ。つまり、式守伊之助は少なくとも明治31年5月の時点では、「草履」を許されていたことになる。当時は房の色は「赤」であっても、「草履」を許されていれば、横綱土俵入りを引くことができた。

もし、当時、番付に太字で記載されていないとしても、「草履」を許される

ことがあったならば、4代式守与太夫のころに、つまり、9代式守伊之助を襲名する以前に、「草履」を許されていたかもしれない。この可能性は否定できないが、まだ資料で確認できていない。

また、「草履」でなくても、例外的に横綱土俵入りを引くことが許されたかもしれない。その場合は、8代式守伊之助は明治31年5月から明治34年1月まで「草履」の許可を受けず、横綱土俵入りを引いていたことになる。しかも、番付では太字の「立行司」として記載されている。しかし、このようなことはなかったであろう。草履なしで、横綱土俵入りを認めることはなかったはずだ。また、草履を許されずに、番付の二段目の中央に太字で記載されるということもなかったはずだ。

このように考えると、9代式守伊之助は少なくとも明治31年5月の時点で「草履」を許されていたはずだ。したがって、明治34年1月場所後の熊本巡業中、「麻裱鬘斗目赤房免許」を授与されたというのは、形式的な授与だったということになる。「麻裱鬘斗目」は少なくとも明治31年5月には許されていたに違いない。いずれにしても、草履免許を資料で確認できなかったために、番付を参考にしながら年月を推量したが、それを確認できる資料が見つければ、この推量が正しいか、それとも正しくないか、一瞬に解決する。

この9代式守伊之助に紫白房が許されたのは、明治37年5月である。つまり、それまで「赤房」だった。

・『都新聞』（M37.5.29）の「紫白の房と上草履」の項

「行司式守伊之助は昨日より紫白混じり房、同木村庄三郎は土俵の上草履使用、いずれも協会より免されたり」

9代式守伊之助は明治43年5月の行司装束改正の時も、第二席だったから、軍配房は紫白である。9代式守伊之助は明治43年6月に亡くなったが、番付では明治44年1月場所にも掲載されている。つまり、死跡である。そのため、6代木村庄三郎が10代式守伊之助を襲名したのは、明治44年5月

場所である⁵⁴⁾。

(2) 10代式守伊之助 (M44.5～M45.1)

6代目木村庄三郎は明治38年5月、立行司になっている。これは次の新聞記事で確認できる。

・『時事新報』(M38.5.15)

「木村庄三郎は：NH) 今度相撲司吉田追風より麻上下を許されてついに立行司とはなりたるなり」

・『やまと新聞』(M38.5.19)

「今回(5月場所：NH)立行司に昇進した友綱部屋の木村庄三郎にその悦として土俵開きの式を行わせる事となったのは先ずめでたい事だ」

この記事には房の色は書いてないが、「紫白」を許されているに違いない。というのは、9代式守伊之助も明治37年に紫白を許されているし、当時、立行司は紫白を許されているからである。木村庄三郎は明治45年5月に10代式守伊之助を襲名しているが、それ以前から立行司として紫白を許されていたことになる。すなわち、式守伊之助を襲名しても、房の色は同じである。

明治38年5月5日印刷の錦絵「横綱梅ヶ谷藤太郎土俵入之図」があるが、これにも木村庄三郎は紫房で描かれている。太刀持ちは谷ノ音、露払いには鬼ヶ谷である。錦絵では紫になっているが、おそらく、実際は「紫白」であろう。この錦絵が正しければ、木村庄三郎の紫白は場所前にすでに決まっていたようだ。

木村庄三郎は明治39年1月場所の番付で最上段に太字で書かれている。この太字は「立行司」を表しているに違いない。明治38年5月場所の番付で「立行司」として記載されていないのは、立行司として決まったのが番付発表後だったからであろう。新聞記事で見ると、5月場所ではす

に「立行司」に昇格し、土俵開きでも司祭をつとめている。

この木村庄三郎の紫白許可の年月を確認するには、実は、3年ほどかかっている。『時事新報』と『やまと新聞』でそれを確認したのは、つい最近である。それまでは、次に示すように、おおよその見当をつけて他の新聞や文献等を調べていた。

- (a) 明治37年5月に草履を許可れていることから、紫白はそれ以降であろう。
- (b) 明治38年5月5日の錦絵「横綱梅ヶ谷藤太郎土俵入之図」では紫白で描かれている。この絵が事実を正しく描いているとすれば、当時紫白を許可されていたはずだ。
- (c) 明治39年1月場所の番付上段中央に太字で書かれているので、その当時すでに紫白を許されている。当時、立行司は紫白を許されていたはずだ。
- (d) 明治42年5月の新聞記事で木村庄三郎は立行司として記載されているので、当時すでに紫白を許されていた⁵⁵⁾。これが真実であれば、明治39年1月は最も確実な年月である。
- (e) 明治43年5月の行司装束改正を報ずる新聞記事では、木村庄三郎は立行司であり、「紫」として写真掲載されている。これは最も無難な解決だが、それ以前の可能性が高い。木村庄三郎はそれ以前に「立行司」として扱われているからである。

このような見当をつけて文献を調べていたが、3年ほどが過ぎてしまった。しかし、幸運にも最近、やっとそれを確認できる資料に出会ったのである。長年探し求めていたもだが、もそのありかを知ってしまうと、それに費やした労力と時間と精神的負担等が惜しくなる。木村庄三郎の紫白許可の年月はついに確認できたが、もちろん、行司の中には紫白はもちろんのこと、紫白許可の有無さえまだ確認できていないものが数名いる。解決の望みは未来に残さざるを得ない。

ところで、木村庄三郎が10代式守伊之助を襲名する前、木村庄之助を襲名する話が持ち上がっている⁵⁶⁾。すなわち、10代式守伊之助を襲名せず、直接17代木村庄之助を襲名するのである。たとえば、次のような新聞記事がある。この中で興味を引くのは、木村庄之助を襲名すれば、「紫房」を授与されることである。この「紫」は間違いなく「総紫」である。

・『読売新聞』(M43.5.21)の「庄三郎の改名」の項

「庄之助引退後は本来ならば新規約により式守伊之助が襲名すべき筈なれど、同人の希望にて木村庄三郎が司家より紫房を許され、次場所より庄之助を襲名するよし」

本来であれば、9代式守伊之助が17代木村庄之助を襲名するはずだったが、この式守伊之助はそれを辞退した。それで、次席の木村庄三郎が17代木村庄之助を襲名する話になった。しかし、当時、これは、結果的に、実現しなかった。というのは、木村庄三郎はまず10代式守伊之助を襲名し、その後で17代木村庄之助になっているからである。

この新聞記事では、木村庄之助は「紫白房」ではなく、「紫房」となっている。つまり、木村庄之助を襲名すれば、「総紫」の房を許される。木村庄三郎は当時、すでに「紫白」だったので、一躍、木村庄之助を襲名すれば、その「紫白」が「総紫」に変わることになる。明治43年5月以降、木村庄之助は「総紫」、それ以外の立行司は「紫白」となった。この新聞記事は、それを確認する資料となる。

11. 名義の交換

明治44年5月に木村庄三郎は木村家から初めて式守伊之助になったが、名義の交換は少なくとも明治43年5月までには決まっていた⁵⁷⁾。

・『読売新聞』(M43.5.24)の「庄三郎の改名」の項

「庄之助引退後は本来ならば新規約により式守伊之助が襲名す

べき筈なれど、同人の希望にて木村庄三郎が司祭より紫房を許され次場所より庄之助を襲名するよし」

この記事によると、明治43年5月までには、式守伊之助が木村庄之助を襲名することはすでに決まっていた。本来なら、9代式守伊之助が17代木村庄之助になるはずだが、本人が病気や老齢を考慮して辞退している。しかし、9代式守伊之助が16代木村庄之助の退職より先に死亡してしまい、結果的に、木村庄三郎が10代式守伊之助を襲名した。いずれにしても、木村家の木村庄三郎が式守家のトップを差し置いて、式守伊之助を襲名したのだから、これは慣例を破ったことになる。慣例を破るにはそれなりの理由があるはずだ。

木村家と式守家に拘らず、順送りで式守伊之助と木村庄之助を襲名するのは5月ころにはある程度決まっていた節があるが、まだ確定していなかったかもしれない。というのは、『時事新報』(M43.6.30)の「伊之助の後継者一名義のみの交換か」の中で、誰を10代式守伊之助にするかに関し、名義の交換でいくか、それとも従来の慣習でいくかを論じているからである。このような襲名問題が起きたのは、もちろん、時の経過と共に、木村家と式守家が別系統であるべきだとする意義が失われていたからである。木村家は木村庄之助、式守家は式守伊之助という慣例を維持すると、年齢の低いものや経験の浅いものが別系統の先輩を追い越すことがある。また、席次を固定すれば、基本的には、年功序列で昇進することになる。協会は、結果的に、名義の交換を最善だと判断したのであろう。

10代式守伊之助は17代木村庄之助を襲名したが、土俵上のお披露目は明治45年1月場所千秋楽の日だった。

・『時事新報』(M45.1.22)の「行司の襲名」の項

「16代目庄之助死亡後、今場所は遂にその儘となし置きたるが、21日千秋楽日に当たり、既報のごとく伊之助は17代目木村庄之助となり、進は11代目式守伊之助を襲名披露したり」

番付に記載するのは5月場所だが、襲名は1月場所には決まっていた。16代木村庄之助が死亡した時点で、次の木村庄之助が誰になるかは決まっていたと言ってよい。16代木村庄之助は明治42年ころから何べんも引退を公言していたが、主として経済的な理由で引退できなかった⁵⁸⁾。

12. おわりに

本稿で述べてきたことを整理すると、大体、次のようになる。

- (1) 明治43年5月までの「紫房」は、実は、「紫白」であった。文献ではほとんど房の色を「紫」として記述しているが、それは「総紫」という意味の「紫」ではない。それは紫の中に白糸がわずかばかり混じった「紫白」である。
- (2) 明治43年5月当時の新聞では、多くの場合、立行司は「紫」とし、「総紫」と「紫白」を区別していないが、それ以降は立行司の中で色の区別があった。つまり、木村庄之助は「総紫」、それ以外の立行司は「紫白」である⁵⁹⁾。
- (3) 木村庄之助に「名誉色」としての「紫房」が最初に授与されたのは、文献によって15代目であったり、16代目であったりするが、そのいずれも正しくない。相撲協会と吉田司家との間で取り交わされた資料によれば、14代木村庄之助が紫白房を使用している。
- (4) 13代木村庄之助も紫白だった可能性がある。『読売新聞』(M30.2.10)の記事や錦絵でそれは確認できる。
- (5) 式守伊之助の場合は、9代目の紫白房が最初のような記述があるが、実は8代目が最初である。8代目は明治30年1月に紫白房を許されたが、同年12月に死亡している。
- (6) 9代式守伊之助は明治31年襲名したが、明治37年に紫白を許されている。つまり、これは式守伊之助を襲名しても、同時に紫白になら

ないことを示している。同様なことは、木村庄之助の場合にも当てはまる。したがって、番付の記載を見ても、いつ紫白になったかは分からない。

- (7) 明治43年5月以前は、木村庄之助と式守伊之助以外にも「紫房」を授与された行司がいる。その一人が木村瀬平である。この行司は明治32年3月に紫白房を許されている。明治43年5月以降でも、木村庄之助と式守伊之助以外に紫白房を授与された行司は何名かいる⁶⁰⁾。
- (8) 木村庄之助と式守伊之助の席順は必ずしも決まっていなかった。普通、木村庄之助が主席、式守伊之助が第二席だが、その順序が逆転したこともある。たとえば、明治10年1月場所から明治13年5月場所までと明治31年1月場所では、それぞれ、式守伊之助が主席、木村庄之助が第二席になっている。また、木村庄之助と式守伊之助が共にいた場合でも、式守伊之助が第三席になり、他の行司が第二席になることもあった。もちろん、式守伊之助を名乗る行司がないときは、他の行司が第二席を勤める。たとえば、明治14年1月場所から明治16年5月までは式守鬼一郎が第二席である⁶¹⁾。
- (9) 6代木村庄三郎は明治44年5月に10代式守伊之助を襲名しているが、明治38年5月にすでに立行司として「紫白房」を授与されている。番付では、明治39年1月に木村庄之助と共に最上段の中央に太字で記載されているが、実際は明治38年5月に立行司に昇格している。明治40年1月以降は、二段目に記載されている⁶²⁾。
- (10) 文献ではすべて、吉田追風の軍配房は「紫」になっている。明治43年5月まで、房の色が疑いの余地もないほど「総紫」だったのかについて、再吟味する必要がある。というのは、江戸時代には「総紫」の使用には厳格な制約があったが、武士の出自である吉田追風の先祖に「総紫」が授与されなかった可能性もある。その辺が必ずしもはっきりしない。また、吉田追風は明治時代、配下の木村庄之助に

「総紫」ではなく、「紫白」を授与している。なぜ「紫白」を授与したのだろうか。家元は「総紫」だったが、差別化して「紫白」を授与したのだろうか。家元が元々「紫白」だったので、その色しか授与できなかったのではないだろうか。本稿ではいずれが正しいかを指摘できなかったが、何の疑いもないほど「総紫」だったかとなると、それを証明する資料がない。確かに文献では「紫」となっているが、それは「総紫」を必ずしも意味しない。木村庄之助の「紫白」も明治時代の文献ではほとんど「紫」として記述されている。明治43年5月以前は、「総紫」であろうと、「紫白」であろうと、その区別をすることなく「紫」として問題は何かもないが、真実はどうだったか、やはり興味ある問題である。明治43年5月まで木村庄之助と式守伊之助は同じ「紫白」だったが、それ以降「総紫」と「紫白」を区別しているからである。

資料1：明治時代の木村庄之助と式守伊之助

(1) 木村庄之助

- (a) 13代 K6.11～M9.4 (K=嘉永)。前名：(3代)多司馬。
 - ・ 文化5年(1808)生。明治12年2月15日死亡。
- (b) 14代 M10.1～M18.1(死跡)。前名：(10代)庄太郎。
 - ・ 文政9年(1826)生。明治17年8月14日死亡
 - ・ 明治18年1月の番付：死跡
- (c) 15代 M18.5～M30.5。前名：(4代)庄三郎。
 - ・ 天保10年(1839)10月生。明治30年9月22日死亡。
- (d) 16代 M31.1～M45.1。前名：(初代)誠道。
 - ・ 嘉永2年(1849)11月生。明治45年1月6日死亡。
- (e) 17代 M45.5～T10.5。10代式守伊之助から昇格した。
 - ・ 伊之助になる前の名前：(6代)庄三郎。
 - ・ 文化2年(1862)生。大正13年7月19日死亡。

(2) 式守伊之助

- (a) 6代 K6.11～M13.5。前名：(2代) 鬼一郎。
 - ・ 文化11年生。明治13年9月2日死亡。
 - ・ 明治14年1月番付の願人は死跡。
- (b) 7代 M16.1～M16.5。前名：(3代) 鬼一郎。
 - ・ 生年不詳。明治16年8月15日死亡。
 - ・ 明治17年1月の願人は死跡。
- (c) 8代 M17.5～M31.1。前名：(3代) 与太夫。
 - ・ 天保14年5月生。明治30年12月18日死亡。
 - ・ 明治31年1月番付の願人は死跡。
- (d) 9代 M31.5～M44.2。前名：(4代) 与太夫。
 - ・ 嘉永7年6月生。明治43年6月28日死亡。
 - ・ 明治44年2月番付の勸進元は死跡。
- (e) 10代 M44.5～M45.1。前名：(6代) 庄三郎。
 - ・ 伊之助から17代木村庄之助に昇格した。
 - ・ 大正10年5月場所中(6日目)より辞職。
- (f) 11代 M45.5～T3.1。前名：進。
 - ・ 万延元年生。大正3年3月15日死亡。
 - ・ 伊之助のまま死亡した。

資料2：明治時代の立行司

明治2年2月場所から明治45年5月場所までの番付を見ても、どの立行司に紫房が授与され、それがいつだったかは分からない。番付の「立行司」を次に示すが、立行司になったのと同時に、紫房が授与されたわけではない。斜線の左側は上段記載の立行司、右側は二段目記載の行司である。番付では一際目立つ太字になっている行司だけを取り上げた⁶³⁾。

- (1) 明治02年3月 木村庄之助(13代)／式守伊之助(6代)
 - ・ 明治9年4月まで。
- (2) 明治10年1月 式守伊之助(6代)・木村庄之助(14代)／式守鬼一郎(3代)
 - ・ 明治13年5月まで。
 - ・ 式守伊之助が主席で、木村庄之助は次席。
 - ・ 錦絵「大相撲引分之凶」(M11年ころ)によると、鬼一郎は素足。まだ三役にもなっていない。
- (3) 明治14年1月 木村庄之助(14代)／式守鬼一郎(3代)
 - ・ 明治15年1月まで(死跡)。

- ・木村庄之助は明治14年1月、主席になる。
- (4) 明治15年5月 木村庄之助 (14代)・式守鬼一郎 (3代)／木村庄三郎 (4代)
 - ・本場所のみ。
- (5) 明治16年1月 木村庄之助 (14代)・式守伊之助 (7代)／木村庄三郎 (4代)
 - ・明治16年5月まで。
 - ・3代鬼一郎は7代式守伊之助となる。
- (6) 明治17年1月 木村庄之助 (14代)／木村庄三郎 (4代)
 - ・本場所だけ。
 - ・明治17年1月番付の願人は死跡。
- (7) 明治17年5月 木村庄之助 (14代)・木村庄三郎 (4代)／式守伊之助 (8代)
 - ・明治18年1月まで。
 - ・明治18年1月は死跡。
- (8) 明治18年5月 木村庄之助 (15代)／式守伊之助 (8代)
 - ・明治30年5月まで。
- (9) 明治31年1月 式守伊之助 (8代)・木村庄之助 (16代)／木村瀬平 (6代)
 - ・本場所だけ。
 - ・伊之助が主席で、庄之助が次席。
 - ・明治31年1月番付の願人は死跡。
- (10) 明治31年5月 木村庄之助 (16代)・木村瀬平 (6代)⁶⁴⁾／(与太夫改) 式守伊之助 (9代)
 - ・明治38年1月まで。
 - ・庄之助が主席で、瀬平が次席。伊之助は第三席で赤房⁶⁵⁾。
- (11) 明治38年5月 木村庄之助 (16代)／式守伊之助 (9代)
 - ・明治38年5月だけ。
- (12) 明治39年1月 木村庄之助 (16代)・木村庄三郎 (6代)／式守伊之助 (9代)
 - ・明治39年5月まで。
 - ・庄三郎が第二席⁶⁶⁾。
- (13) 明治40年1月 木村庄之助 (16代)・式守伊之助 (9代)／木村庄三郎 (6代)
 - ・明治44年2月まで。
 - ・明治44年2月の勸進元は死跡。
- (14) 明治44年5月 木村庄之助 (16代)・(庄三郎改) 式守伊之助 (10代)／木村進
 - ・明治45年1月まで。
- (15) 明治45年5月 (伊之助改) 木村庄之助 (17代)／(進改) 式守伊之助 (11代)
 - ・大正3年1月まで。

注

- 1) 房の色を表すとき、「紫房」あるいは「紫」と表すが、それは同義である。「朱房」,「赤房」,「緋房」は三つとも同義である。「房」と「総」も漢字が違うだけで、同義である。明治から現在まで漢字の表し方が少し違っているが、同義の場合、その違いをほとんど区別していない。文献から引用する場合も、ときどき語句を変えることもある。
- 2) 紫に白糸が混じっていない房を「総紫」とする。総紫と紫白を区別しない場合、単に「紫」とすることもあ。なお、文献の引用では語句を少し変えることもある。
- 3) 明治時代の木村庄之助と式守伊之助の代数は末尾に資料1として、また立行司の席順は資料2として示してある。代数や席順を確認したいときは、これらの一覽を参照するとよい。
- 4) 行司の代数は特に昭和30年代まで文献によって時々少し異なる場合がある。たとえば、本稿の16代木村庄之助は、『相撲講本』(昭和10年)では15代木村庄之助になっている。行司の代数に関しては、大村(1990, 1961), 吉田(1960), 小池(『相撲趣味』第125号, 1998)などで詳しく論じられている。
- 5) 明治26年春、行司を一具辞めて年寄になっていたが、明治28年春、再び行司に復帰した。これは、たとえば『読売新聞』(M29.2.13)にも書いてある。当時は二枚鑑札制度があったが、現役復帰は例外的である。辞めるとき草履を剥奪されたが、復帰した後で明治29年6月に再び草履を許可されている。紫白房は明治32年3月に許可された。ところで、明治26年春、行司を辞めるまでは木村誠道より上位だった。明治28年春、復帰したときは木村誠道より下位に据え置かれた。
- 6) 本稿では、古い時代の文献を引用する際、ときどき語句を現代風に少し変えることがある。
- 7) 明治43年5月以前、木村庄之助の場合でも最初に紫白を許し、後に紫を許すということはなかった。明治43年5月以降でも式守伊之助が木村庄之助を襲名する場合、紫白から紫に変わるが、木村庄之助はもともと紫である。しかし、『野球界』(昭和13年12月号, p.171)に「吉田家から本当に許されていない紫総の立行司は、総に白糸を交ぜ織り使用しています」という記述がある。明治43年5月以降、木村庄之助を襲名した立行司が吉田司家の許可が下りるまで、暫定的に「紫白」を使用していたのだろうか。そのような措置はなかったと思っている。これは私の認識不足かもしれない。ただし、地方巡業などでは、横綱土俵入りを引く行司に紫白総を臨時に許すことはあった。
- 8) 明治10年ごろから15年まで吉田追風が西南の役で大相撲から遠ざかっていたことは『相撲道と吉田司家』(荒木著)を読めば分かる。この5年間は、おそらく、

当時の相撲協会が独自に必要な許可を出していたであろう。14代木村庄之助の紫白房もその一つである。

- 9) この当時、健康上の理由で16代木村庄之助は引退するのではないかという噂が広がっていた。この噂は明治45年1月に引退するまで続いている。当時の新聞報道では本当に引退するという記事が多いが、実際は噂だけに終わっている。
- 10) この本は明治44年12月に出版されているので、この木村庄之助は15代目である。当時はまだ、16代木村庄之助が勤めていた。白糸の数が「2本」と決まっていたかどうかは定かでない。私の知る限り、1本ないし3本という表現である。総紫と区別するために、白糸を申し訳程度に混ぜたのであろう。なお、この記述は『相撲大観』（三木・山田著、pp.299-300）とよく似ているが、それはたまたまかもしれない。
- 11) 江戸時代は「立行司」という名称はなかったはずだ。いつごろから「立行司」と呼ぶようになったかにはついては関心を持っているが、まだ本格的に調べていない。しかし、「立行司」という語句は、『読売新聞』（M28.6.13）にあるように、明治20年代にはすでに用いられているが、それより以前に使われていた可能性もある。
- 12) 吉片兵庫が行司を勤めていたころは、吉田追風もまだ「行司の家元」というより単なる「行司の家」だった可能性がある。というのは、吉田追風が実際に他の行司と共に土俵で相撲を裁いているからである。
- 13) 「紫打交」は、おそらく、「紫白打交」のミスであろう。「打交」とある場合は、「紫白打交」や「紅白打交」のように、混じる色が記述されているからである。
- 14) 5代目の免許状は寛延2年8月の日付になっていて、「上草履」が授与された旨のことが書いてある。6代目の免許状は消失したが、文面は同じだったらしい。しかし、「上草履」が授与されたというのは、事実を正しく反映していない可能性がある。つまり、5代目と6代目の免許状は事実を知らずに、9代木村庄之助が後で「先祖書」として作成したようだ。というのは、寛延年間、木村庄之助は草履を履いていなかったからである。草履が許されたのは、おそらく、天明8年ごろであろう。草履については、拙稿「緋房と草履」でも扱っている。
- 15) 江戸時代であれば、総紫ではなく、紫白を用いるのはその時代の厳しい服装制を反映していることで説明できるが、明治時代にもなってなぜ総紫でなく、紫白だったのか、分からない。そうする理由があったはずだが、明確な説明を述べた資料は見ることがない。
- 16) 明治43年5月当時、行司の階級色がすべてそのまま適用されたかどうかは分からない。たとえば、「総紫」は新しく導入されたかもしれない。それまでの最高色は「紫白」だったからである。また、青色がそれまで幕下格以下行司の色として

定着していたかどうかははっきりしない。青色は存在していたかもしれないが、どの段階の色だったかがまだはっきりしないのである。

- 17) 行司服装改正はほとんどの新聞で取り上げられているが、その中には、たとえば、『東京日日新聞』、『東京朝日新聞』、『国民新聞』、『萬朝報』、『横浜貿易新聞』などがある。軍配房の色に関しては全ての新聞が必ずしも同じ記述ではなく、いくらか違いがある。特に幕下格以下行司の軍配房の色や青白の階級では統一された記述になっていない。
- 18) 幕下格以下行司の黒房と青房に関しては、拙稿「幕下格以下行司の房の色」で扱っている。青と黒に関しては最近までも階級による違いがあったとした文献が少なくない。しかし、相撲協会の規約で軍配房を規定してからは、青と黒はどちらでもよいこととなっている。平成15年当時は、黒を使っている行司が一、二名いたが、現在は、確か、全員青色である。
- 19) 明治43年5月以降も装束の改正は少し行われている。
- 20) たとえば、『東京朝日新聞』(M43.5.31)でも木村庄吾は「青」となっている。この行司の階級は本足袋(つまり幕内)なので、実際は「紅白」である。色に関して言えば、「青」色が記されていることである。ところで、木村庄吾の階級は明治43年5月当時、確か幕内格(つまり紅白房)だった。
- 21) 『東京毎日新聞』(M43.5.31)によると、「草履は庄之助、伊之助、庄三郎、進、誠道、足袋緋房は朝之助、与太夫、勘太夫、錦太夫、大造、(後略)」とある。当時、進と誠道は草履を許されていたが、房の色は「朱」だった。
- 22) 『東京日日新聞』(T2.1.12)に式守伊之助が「紫」を授与されたという新聞記事がある。これが真実だとすれば、当時、式守伊之助は常に「紫白」だとは決まっていなかったかもしれない。そうすると、明治43年5月、式守伊之助は木村庄之助と同様に「紫」だった可能性もある。本稿では、『都新聞』(M44.4.29)の新聞記事に木村庄之助が紫、式守伊之助は紫白とあることから、基本的にはそのような階級色になっていたものと解釈している。他にも「総紫房」を許された式守伊之助がある。たとえば、12代式守伊之助も最初は「紫白房」だったが、「総紫房」を許されている(『夏場所相撲号』(T10年4月号, p.105)。いずれにしても、式守伊之助に紫が授与されたとする記事があることから、その真偽はもう少し調べる必要がある。
- 23) 『角力新報〔第6号〕』(M30.7)によると、「(吉田追風は：NH) 往昔禁裡より賜りたる紫の打紐付ける獅子王の団扇を持ち」(p.21)とあり、「紫」の紐が授与されている。「総紫」なのか白糸が少し混じった「紫白」なのかは分からない。文治2年頃、皇族家が武士に「紫」を授与したとき、その紫に種類がなかったならば、「総紫」ということになる。何か慣わしがあったはずだが、それについては調

べていない。

- 24) 吉田司家の家伝などによると、その祖先は武士であるが、従下五位の身分として処遇されたという。吉田追風は天皇家や將軍家から团扇、烏帽子、狩衣なども授与されている。その際、紫房も授与されている。従下五位の身分であれば、総紫を授与されても不思議でないが、本当にその身分だったのかどうかははっきりしない。私はこれまで「総紫」だと思い込んでいたが、現在は「紫白」だったかもしれないと疑っている。本稿では、どれが真実かを断定せず、「紫白」の可能性があることを指摘するに留めておきたい。
- 25) 初代追風の伝記に関してはその信憑性がまだはっきりしない。従下五位として身分を格上げされたということもまだ確認されていない。従って、「紫」を授与されたということも吉田司家の家伝でしか分からない。しかし、寛政3年の上覧相撲で「紫」を使用したことは文献で確認できる。本稿では、その「紫」が本当に「総紫」だったかに関し、疑問を投げかけている。明治の文献でも実際は「紫白」だったのに、「紫」として記述しているからである。
- 26) 寛政3年の上覧相撲で吉田追風は土俵上で取組を裁いているが、その装束、草履、紫房などは他の行司と非常に異なっている。そして、これらの着用具は行司の家元としての権威を表している。「紫房」に関して言えば、それは吉田追風の先祖に天皇家が授与したものであるので、これまで「総紫」だと思い込んでいた。しかし、本当に「総紫」だったのかどうか、検討してみる必要があるようだ。明治時代の「紫」が実は「紫白」だったとすれば、江戸時代の「紫」も実は「紫白」だったという可能性もある。そういう疑問があるために、あえて吉田追風の「紫」も吟味してみる必要があると問題提起しているわけである。、
- 27) 式守伊之助にも紫白が許可されていたかどうかは別にして、横綱土俵入りは必ずしも紫白とは関係ない。というのは、横綱土俵入りを引くには草履を履いていればよく、紫白である必要はないからである。当時は緋色が最高色であるし、その色で横綱土俵入りを引いていた。木村庄之助と同様に、式守伊之助にも紫白を授与しようというのは、両横綱の存在というより、他に理由があったかもしれない。それがどういう理由かは、残念ながら、分からない。
- 28) 錦絵は、もちろん、必ずしも事実を伝えているとは限らない。それは文字資料の場合でも同じだ。軍配房の色は行司にとって非常に重要なので、ミスは少ないと思いたいが、いろいろな要因で正しく描かれていないかもしれない。
- 29) 江戸時代であれば「紫」を用いて描いていたなら、間違いなく「紫」か「紫白」だと判断してほとんど間違いないであろう。その色は「意識的に」使っていたはずである。しかし、明治時代になると、いくら初期だとは言え、その色に関する制約はかなり緩んでいたかもしれない。

- 30) 『報知新聞』(M32.5.18)の「行司紫房の古式」によると、13代目と15代目の木村庄之助は紫房が許可されているが、14代木村庄之助は許可されていない。
- 31) 吉田追風は明治10年から15年ころまで「西南の役」の影響で、そのあいだ行司の家元として全く機能していなかった。御請書は西南の役後に出されたものである。
- 32) オリジナルの複写を掲載したものでないので、記入ミスがあるようだ。書かれている内容には首を傾げたくなるものもある。しかし、木村庄之助の紫白房は間違いないはずだ。
- 33) いわゆる「獅子王の軍配」は初代式守伊之助が使用していたものである。これに関しては、拙稿「緋房と草履」(2007)でも言及している。初代式守伊之助の軍配が「紫分けの軍配」ならば、房も紫かもしれないが、その色について言及した文献は見たことがない。「緋房」だった可能性が高いのは、『相撲行司家伝』に述べてあるように、5代目か8代目の木村庄之助の免許状で緋房になっているからである。当時、式守伊之助は木村庄之助より下位であった。木村庄之助が緋色なのに、式守伊之助が紫であるはずがない。
- 34) この木村庄之助は明治17年3月の天覧相撲で木村庄三郎の名で出場しているが、錦絵で見る限り、軍配房は「緋」である。『読売新聞』(M18.5.12)には「木村庄三郎は庄之助と改名して来る14日より開場する赴きなり」とある。
- 35) 『読売新聞』(M30.9.24)の記述を読む限り、襲名と同時に紫が授与されたとも解釈できるし、襲名後に授与されたとも解釈できる。どちらが正しいかは、はっきりしない。この木村庄之助の紫房を文字資料で確認できるのは、今のところ、『読売新聞』(M23.1.19)である。しかし、明治18年1月日付の「つくし絵」には木村庄之助の紫房を確認できることから、番付記載以前から許されていた可能性もある。14代木村庄之助は明治17年8月に亡くなっているので、15代木村庄之助が明治18年1月に紫房を使用していないのも不思議ではない。
- 36) 本場所の番付では境川、楯山、梅ヶ谷が同時に大関になったことはない。この記述は地方場所のことを述べているかもしれない。地方場所では大関が引退した後でも、特にその直後では、元大関として土俵に上がることがあった。
- 37) この「新版相撲づくし」の届けは明治18年1月なので、紫房の内定がそのとき出ていたのかもしれない。そうでなければ、紫で描くことはないはずだからである。
- 38) 13代木村庄之助の項で引用した『報知』(M32.5.18)の記事によると、15代木村庄之助は吉田司家から紫房使用の正式な免許は受けていない。吉田司家は13代木村庄之助の紫房を許可しているし、14代木村庄之助の紫房を御請書で了承しているのだから、15代木村庄之助の紫房も正式に許可してもよさそうなものである。

なぜそうしなかったのかは分からない。

- 39) 明治30年春場所7日目の「紫」使用の出世披露は吉田司家の許しを受けたものとばかり思っていたが、この記事で協会だけの許しだったことが判明した。これからも分かるように、吉田司家の許可がない場合でも、土俵上で「紫」の出世披露が行なわれている。
- 40) 明治24年5月印刷の「延遠館小相撲天覧之図」では、明治天皇がご覧になっている前で、横綱西ノ海嘉治郎が土俵入りしている姿を描いている。太刀持ちは鬼ヶ谷、露払いは一ノ矢である。木村庄之助の軍配房は「赤」である。この絵は明治24年当時、木村庄之助が紫を使用していなかった証拠にもなるが、そうすると『読売新聞』(M25.7.15)の記事が正しくないことになる。どれが真実を反映しているかは、他の文字資料で確認する必要がある。
- 41) 6代木村庄之助は明治13年9月2日に亡くなっている。
- 42) 同じ錦絵は『相撲錦絵発見記』(石黒著, p.12)にもある。届出の日付が同じ明治11年4月9日の錦絵で木村庄之助は紫、式守伊之助は赤となっているので、明らかに軍配房の違いを認めた描き方になっている。明治11年当時、御請書にもあるように、14代木村庄之助は紫白、6代式守伊之助は赤だったに違いない。
- 43) 7代式守伊之助は6代式守伊之助の後をすぐ襲名していないが、それは6代式守伊之助の未亡人とのあいだで名義変更が円滑に進まなかったからである。式守伊之助だけでなく木村庄之助の場合も、名義変更に関してはトラブルがときどき生じている。
- 44) この式守鬼一郎は文久3年7月から明治15年6月まで勤めているが、御請書にも言及されていない。軍配房は緋色だったようだ。木村庄之助の紫白は言及されているが、式守鬼一郎のそれは言及されていない。
- 45) 本稿の紫房授与の年月は一定の基準に基づいていない。主として文献や番付に記されているものを示してあるだけである。一定の基準を定めてしまうと、それを確認する資料が得られないことがあるからである。明治時代、紫房の授与年月が文献によって時々違うことがあるが、その原因は、主として、協会が許した日付、内示の日付、土俵上のお披露目の日付、免許状に記載してある日付、番付の日付、熊本の吉田司家での免許授与式典の日付、単なる勘違い、などの相違による。特に熊本での式典は巡業中に行われるのが普通だったので、免許状が出てから日数がかかり経っていることもある。どれに基づいているかで年月が異なるのである。明治43年5月以前の紫授与の年月は、正確な日付ではなく、「そのころ」とするのが真実に近いこともある。
- 46) 木村庄之助が所属した高砂部屋が他の相撲部屋より優位だったかもしれないし、木村瀬平との確執から木村庄之助本人が素早い行動を起こしたかもしれない。協

会幹部が人事の混乱を回避するために素早い行動を起こしたかもしれない。いずれにしろ、何か急ぐ理由があったようだ。実際、当時、紫房は名誉の印だったはずだが、不思議なことに、かなり重要視されるようになっていく。たとえば、ライバルの木村瀬平などはこの紫にかなりこだわっていたことが当時の文献から分かる。

- 47) 吉田司家から届いた許可書や免許状の文面は、たとえば、『読売新聞』(M30.1.16)と『東京日日新聞』(M31.4.11)で見ることができる。内示を事前に出し、後で正式な免許状は後で授与したらしい。
- 48) 16代木村庄之助が免許状を授与された後、明治43年5月までの間に「紫白房」を「紫房」に変えたという文献は見つからない。吉田追風は『東京朝日新聞』(M41.5.19)で木村家と式守家に「紫白房」を授与すると言っているのだから、16代木村庄之助も「少なくとも明治41年までは紫白」だったはずだ。明治43年5月に行司装束改正が決まってからは紫白房ではなく、紫房を使用した可能性はある。すなわち、『東京朝日新聞』(M43.2.9)で見ると、正式には5月場所からだが、それ以前にしばらく使用したことを示す資料はある。
- 49) 免許の年月は明治31年3月なので、この年月に問題はない。協会内では、16代木村庄之助の襲名は明治30年9月ころすでに決まっていた。吉田司家から協会に承諾書が届いたのは、明治30年12月である。
- 50) 式守伊之助は赤房の免許を授与されているが、実際はそれ以前に使用が許可されていた可能性がある。似たようなケースは『都新聞』(M39.1.21)にもある。木村進はすでに緋房を許されていたが、上草履と同時に許されたと書いてある。なお、木村瀬平は明治32年3月に使用していたが、免許式はその2年後である。
- 51) 『時事新報』(M31.5.9)にも同じ内容の記事がある。
- 52) 式守伊之助を襲名する以前から赤房を許されているに違いないが、赤房を授与された年月はまだ資料で確認していない。草履と髪斗目麻上下も式守伊之助襲名と同時に、あるいはそれ以前に許されたに違いない。これは明治34年の記事から推測したものである。木村瀬平は明治32年3月に紫房を許されているが、熊本の披露は2年後の明治34年4月である。番付では明治31年5月、二段目の中央に記載されている。太字になることは横綱土俵入りを引ける資格であることも示している。
- 53) 明治32年5月ころ、式守伊之助に麻袴髪斗目の装束が許可されたのは当時の新聞、たとえば『報知新聞』(M32.5.18)の記事などから推測できる。
- 54) 『相撲の史跡(3)』(相撲史跡研究会、昭和55年、p.160)に吉田追風書の(17代)木村庄之助の石碑文が掲載されている。その中で木村庄三郎は明治42年、国技館竣工と同時に式守伊之助を襲名したと書いてある。これは事実と反しているが、

それは勘違いによるものではないかもしれない。吉田司家にはその襲名を記した文書があり、それに基づいて石碑文を書いた可能性もまったく否定できない。つまり、その年、木村庄三郎は式守伊之助を襲名することが内定していたが、結果的に、実現しなかったかもしれないのである。というのは、『相撲道と吉田司家』（荒木著、p.201）にも明治42年、式守伊之助が故実門人になったと書いてある。その式守伊之助が木村庄三郎を指しているのであれば、そのような文書が吉田司家に保存されていたはずだ。年号の記入でミスがなかったとすれば、故実門人になった式守伊之助は誰だろうか。当時の9代式守伊之助が明治42年に故実門人に加えられただろうか。石碑は昭和19年に建設されているから、木村庄三郎が式守伊之助の襲名したのは明治44年2月であることは十分知っていたに違いない。事実と反する年号を碑文になぜあえて記したのだろうか。

- 55) 木村庄三郎は、たとえば、『時事新報』（M42.5.29）や『九州日日新聞』（M42.5.30）では「立行司」として書いてある。拙稿「緋房と草履」や「立行司の階級色」（共に2007）でも木村庄三郎がいつ立行司に昇格し、いつ紫白房を許可されたか、まだ確認できていなかった。
- 56) 木村姓が式守伊之助を名乗ったのは、木村庄三郎が最初である。また、式守伊之助が木村庄之助を襲名したのも、この木村庄三郎（つまり10代式守伊之助）が最初である。9代式守伊之助が辞退しなかったならば、この9代式守伊之助が17代木村庄之助を襲名するはずだった。9代式守伊之助が辞退する以前に、名義の交換に関する話し合いがすでに決まっていたからである。
- 57) 他にも、たとえば、『読売新聞』（M43.6.30）の「角界雑俎」にも「行司の後任 庄之助の後は庄三郎、伊之助の後は進が襲名すべき（後略）」という記事がある。
- 58) 16代木村庄之助は健康に恵まれず、行司を引退したがついていたことをほのめかず新聞記事がたくさんある。たとえば、『二六新聞』（M42.1.20）、『萬朝報』／『都新聞』（M43.4.29）や『読売新聞』（M43.7.8）などでは、木村庄之助はすぐにも引退するような記事になっている。本人もその覚悟をしていたらしい。しかし、木村庄之助は、実際は、引退しなかった。『読売新聞』（M43.7.8）の「庄之助引退せず」の項に経済的困窮を理由に引退しないと書いてあるが、『都新聞』（M44.1.9）の「伊之助の候補者」には横綱の懇願で引退時期を延ばすことが書いてある。
- 59) 式守伊之助の階級色は紫白として決まっていたかとなると、必ずしも確かでない。というのは、11代式守伊之助は大正2年に「総紫」を許可されているからである。
- 60) 明治43年5月以降の紫白房行司については別の稿で扱う。木村庄之助に紫、式守伊之助に紫白というのが明確に決まったのは、昭和35年1月である。

- 61) 当時、式守伊之助を名乗る行司はいなかった。式守伊之助が空位になれば、式守家のトップが式守伊之助を襲名するのが普通だが、そのようなことをしていない。なぜそうなったかについては、残念ながら、深く調べていない。
- 62) なぜ最初最上段に記載され、その後二段目に記載されたかは明らかでないが、第三席の「立行司」だったからかもしれない。
- 63) どういう基準で立行司を定めたのか、実は、はっきりしない。草履や紫房だけでは割り切れない場合がある。少なくとも行司の世界では暗黙の基準があったはずだ。立行司の数はかなり限定されているからである。変わらぬ基準があったかもしれないが、それが何なのか、まだ分からない。人数にしても2名だったり、3名だったりする。すなわち、木村家から一人、式守から一人というように、必ずしも決まっていない。
- 64) 木村庄之助と木村瀬平は必ずしも同じ太さの字でないが、共に上段に記載されている。
- 65) 式守与太夫は式守伊之助を襲名したとき赤房だった。それまでは紅白だったのか、赤房だったのかははっきりしない。いずれにしても、式守伊之助のときは赤房だったが、明治37年に紫白になった。
- 66) 木村庄三郎が第二席になり、式守伊之助が第三席になっている。何か理由があるはずだが、明確な理由は分からない。

参考文献

- (ここに記載した以外にも、相撲関係の雑誌、錦絵、新聞等を参考にした。)
- 綾川五郎次(編)、大正3年、『一味清風』、学生相撲道上設立事務所。
- 荒木精之、昭和34年(1959)、『相撲道と吉田司家』、相撲司会。
- 金指基、2002、『相撲大事典』、現代書館。
- 上司子介編(上司延貴著)、明治32年(1899)、『相撲新書』、博文館。
- 大村孝吉、1960、「吉田司家の研究(1)~(9)」『大相撲』(月刊誌)。
- 大村孝吉、1961、「木村庄之助の代々」『大相撲』(月刊誌)、pp.100-101。
- 大村孝吉、1961、「式守伊之助の代々」『大相撲』(月刊誌)、pp.109-113。
- 北川博愛、昭和44年、『相撲と武士道』、浅草国技館。
- 木村喜平次、1714(正徳4年)、『相撲家伝鈔』(写本)。
- 木村政勝、1763(宝暦13年)、『古今相撲大全』(写本)／木村清九郎(編)、1984(明治17年)、『今古実録相撲大全』。
- 小池謙一、1989、「年寄名跡の代々」『相撲』(1989.1以降)。
- 小池謙一、1998、「立行司・木村庄之助代々考」『相撲趣味』(第125号)、pp.1-24。
- 酒井忠正、昭和31年／39年、『日本相撲史(上・中)』、ベースボール・マガジン社。

- 堺市博物館（制作），1998年3月，『相撲の歴史—堺・相撲展記念図録—』，境・相撲展実行委員会。
- 式守蝸牛，寛政5年，『相撲隠雲解』（写本）／『VANVAN 相撲界』（秋期号）に収録，1983。
- ジョージ石黒，1996，『相撲錦絵発見記』，中日新聞。
- 『相撲』編集部，2001，『大相撲人物大事典』，ベースボール・マガジン社。
- 立川焉馬（撰），文政11年，『角觥詳説活金剛伝』（活本）。
- 戸谷太一（編），昭和52年，『大相撲』，学習研究社。
- 根間弘海，1998，『ここまで知って大相撲通』，グラフ社。
- 根間弘海，2005，「軍配房の色」『専修経営学論集』第81号，pp.149-79。
- 根間弘海，2005，「軍配の握り方を巡って（上・中・下）」『相撲趣味』第146号—第148号。
- 根間弘海，2006，『大相撲と歩んだ行司人生51年』，33代木村庄之助と共著，英宝社。
- 根間弘海，2007，「行司と草履」『専修経営学論集』第84号，pp.185-218。
- 根間弘海，2007，「幕下格以下行司の階級色」『専修経営学論集』第84号，pp.219-240。
- 根間弘海，2007，「立行司の階級色」『専修人文論集』第81号，pp.67-97。
- 根間弘海，2007，「緋房と草履」『専修経営学論集』第85号，pp.43-78。
- 根間弘海，2008，「明治43年以降の紫房と紫白房」『専修人文論集』第83号。
- 肥後相撲協会（著作兼発行者），大正2年，『本朝相撲之司吉田家』。
- 藤島秀光，昭和16年，『力士時代の思い出』，国民体力協会。
- 松木平吉（編集権出版人），明治17年，『角觥秘事解』。
- 三木愛花，昭和3年，『江戸時代之角力』，近世日本文化史研究会。
- 三木愛花，明治34年，『相撲史伝』，曙光社。
- 三木貞一・山田伊之助（編述），明治35年，『相撲大観』，博文館。
- 山田伊之助（編），明治34年，『相撲大全』，服部書店。
- 吉田追風，昭和42年，『ちから草』，吉田司家。この中に，「すまい御覧の記」，『吹上御庭相撲上覧記』，『相撲上覧記』，『相撲私記』などの抜粋がある。
- 吉田追風，1960，「吉田司家の資料公開（1～6）」『大相撲』（月刊誌）。